

平成 2 0 年 9 月定例会
提出議案概要

石 垣 市

条 例 案	9 件
予 算 案	9 件
そ の 他	2 件
<hr/>	
計	20 件

条 例（9件）

件 名	概 要
議案第 67 号 石垣市まちづくり支援条例 〔企画部：企画調整室〕	<p>本市のまちづくりに賛同する多様な人々の寄付をとおり、寄附者と市政との共同による個性豊かな活力あるふるさとづくりの実現を図る。また、寄附金の使途や寄附金を管理するための基金の設置などを定める必要があるため条例を制定するもの</p> <p>（主な内容）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 6つの事業区分を定める。（第2条） <ol style="list-style-type: none"> （1）自然環境保全及び景観の維持、再生に関する事業 （2）福祉のまちづくりに関する事業 （3）未来を担う子どもの教育及び少子化に関する事業 （4）伝統文化の保存、継承に関する事業 （5）地域コミュニティ活動の推進に関する事業 （6）その他まちづくりに資する事業 2 寄附者は、第2条に定める事業のうちから使途を指定できる。（第4条） 3 寄附金を適正に管理するため、石垣市まちづくり支援基金を設置する。（第5条） 4 運用状況について公表しなければならない。（第13条） <p>平成 20 年 10 月 1 日から施行</p>

<p>議案第 68 号 石垣市職員倫理条例</p> <p>〔総務部：総務課〕</p>	<p>職員が職務を遂行するに当って、公務員倫理の確立及び保持に関し必要な事項を定め、もって公務に対する市民の信頼の確保を図るため、条例を制定するもの (主な内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 職員が遵守すべき職務に係る倫理原則(第3条) 2 職員・管理監督者・任命権者・市民及び事業者等の責務(第6から9条) 3 職員と利害関係者との行為の制限 4 報告制度(第10条) <ol style="list-style-type: none"> (1) 職員が公正な職務の遂行を損なう行為を求められた場合の報告及び警告 (2) 職員が事業者等から贈与を受けた場合の報告 5 職員倫理審査会の設置(第13条) <p>平成20年11月1日から施行</p>
<p>議案 69 号 石垣市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例及び石垣市附属機関設置条例の一部を改正する条例</p> <p>〔総務部：総務課〕</p>	<p>地方自治法の一部を改正する法律(平成20年法律第69号)の施行に伴い、関係条例を一部改正するもの (改正内容) 「報酬」を「議員報酬」に改める。</p> <p>公布の日から施行</p>
<p>議案第 70 号 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例</p> <p>〔総務部：総務課〕</p>	<p>一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)の施行に伴い、関係条例を一部改正するもの (改正内容) 「民法第34条の公益法人」を「公益社団法人及び公益財団法人」に改める。</p> <p>公布の日から施行</p>
<p>議案第 71 号 石垣市民会館の設置及び管理に関する条例及び石垣市保育の実施等に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>〔総務部：総務課〕</p>	<p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)が制定され、伝染病予防法が廃止されたことに伴い、「伝染病」という表現が「感染症」に改められていることから、関係条例を一部改正するもの</p> <p>公布の日から施行</p>

<p>議案第 72 号 石垣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>〔総務部：総務課〕</p>	<p>土地区画整理事業を円滑に実施するため、特別職として土地区画整理専門員を配置する必要がある。管理栄養士及び栄養士については、高齢者の医療の確保に関する法律により、「特定保健指導は、保健指導に関する専門的知識及び技術を有する者が実施しなければならない」とされていることから食生活改善の専門的知識を有する管理栄養士等を特別職として配置する必要がある。また、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、根拠規定等の改正を行うため、条例を一部改正するもの</p> <p>(改正内容) 条例別表に特別職の非常勤職員として「土地区画整理専門員」、「管理栄養士」及び「栄養士」を加える。</p> <p>平成 20 年 10 月 1 日から施行</p>
<p>議案第 73 号 石垣市立学校設置条例の一部を改正する条例</p> <p>〔教育部：総務課〕</p>	<p>石垣市立学校においては、児童・生徒数の減少により過小規模校の割合が高く、複式学級が常態化している学校もあり、教育効果を高めるためには、複式学級の解消を図り、学校の適正規模・適正配置を推進する必要があることから、吉原小学校を川平小学校に統合するため、条例を一部改正するもの</p> <p>(改正内容) 別表第 1 吉原小学校の項を削る。</p> <p>平成 21 年 4 月 1 日から施行</p>
<p>議案第 74 号 石垣市老人福祉センター条例</p> <p>〔保健福祉部：介護長寿課〕</p>	<p>石垣市老人福祉センターの管理を指定管理者に行わせるため、条例を全部改正するもの</p> <p>平成 21 年 4 月 1 日から施行</p>
<p>議案第 75 号 石垣市へき地保育所設置条例の一部を改正する条例</p>	<p>石垣市川平保育所の移転に伴う保育所の位置の変更及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号)が制定され、伝染病予防法が廃止されたことに伴い、「伝染病」という表現が「感染症」に改められているため、条例を一部改正するもの</p> <p>(改正内容) 1 第 3 条第 2 項第 1 号中「伝染病」を「感染症」に改める。</p>

〔保健福祉部：児童家庭課〕	<p>2 別表中「石垣市字川平 907 番地」を「石垣市字川平 902 番地」に改める。</p> <p>公布の日から施行</p>
---------------	--

予 算 (9 件)

件 名	概 要						
<p>議案第 58 号 平成 20 年度石垣市一般会計補正予算 (第 2 号)</p> <p>〔企画部：財政課〕</p>	<p>歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 754,995 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 19,924,957 千円とするものである。</p> <p>(主な内容)</p> <p>歳入は、普通交付税額の決定及び前年度剰余金の繰越による増額補正</p> <p>歳出は、財政調整基金、減債基金への積立、農村総合統合整備事業、公園修景緑化事業の事業費の増額、国保特会への繰出金の増額に伴う補正</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1" data-bbox="711 1227 1377 1335"> <thead> <tr> <th>補正前の額</th> <th>補 正 額</th> <th>補正後の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>19,169,962</td> <td>754,995</td> <td>19,924,957</td> </tr> </tbody> </table>	補正前の額	補 正 額	補正後の額	19,169,962	754,995	19,924,957
補正前の額	補 正 額	補正後の額					
19,169,962	754,995	19,924,957					
<p>議案第 59 号 平成 20 年度石垣市国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)</p> <p>〔保健福祉部：健康保険課〕</p>	<p>歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 54,033 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6,731,870 千円とするものである。</p> <p>(主な内容)</p> <p>療養給付費等負担金及び前期高齢者交付金の変更申請に伴う追加交付、平成 19 年度の実績に伴う退職者医療療養給付費等負担金償還金及び一般被保険者療養給付費等の増額並びに国民健康保険税に 1 億 3 千万円の歳入減が見込まれるため、一般会計から 1 億 5 千万円の繰入を行い歳入・歳出の所要の経費を補正する。</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1" data-bbox="711 1917 1377 2024"> <thead> <tr> <th>補正前の額</th> <th>補 正 額</th> <th>補正後の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6,677,837</td> <td>54,033</td> <td>6,731,870</td> </tr> </tbody> </table>	補正前の額	補 正 額	補正後の額	6,677,837	54,033	6,731,870
補正前の額	補 正 額	補正後の額					
6,677,837	54,033	6,731,870					

<p>議案第 60 号 平成 20 年度石垣市老人保健事業特別会計補正予算（第 2 号）</p> <p>〔保健福祉部：健康保険課〕</p>	<p>歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 21,026 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 578,793 千円とするものである。</p> <p>（主な内容） 平成 20 年度老人医療給付費のうち高額療養費等の現金支給費の増額見込に伴い、現物給付費との組替を行う。また、平成 19 年度老人医療費実績に伴い一般会計への精算金が生じたことが主な補正理由である。</p> <p style="text-align: right;">（単位：千円）</p> <table border="1" data-bbox="711 602 1377 710"> <thead> <tr> <th>補正前の額</th> <th>補正額</th> <th>補正後の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>557,767</td> <td>21,026</td> <td>578,793</td> </tr> </tbody> </table>	補正前の額	補正額	補正後の額	557,767	21,026	578,793
補正前の額	補正額	補正後の額					
557,767	21,026	578,793					
<p>議案第 61 号 平成 20 年度石垣市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）</p> <p>〔保健福祉部：介護長寿課〕</p>	<p>歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 18,280 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,690,102 千円とするものである。</p> <p>（主な内容） 介護保険給付費増減に伴い国・県・市払い基金・繰入金等の歳入歳出の予算措置</p> <p style="text-align: right;">（単位：千円）</p> <table border="1" data-bbox="711 1086 1377 1193"> <thead> <tr> <th>補正前の額</th> <th>補正額</th> <th>補正後の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,671,822</td> <td>18,280</td> <td>2,690,102</td> </tr> </tbody> </table>	補正前の額	補正額	補正後の額	2,671,822	18,280	2,690,102
補正前の額	補正額	補正後の額					
2,671,822	18,280	2,690,102					
<p>議案第 62 号 平成 20 年度石垣市後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)</p> <p>〔保健福祉部：健康保険課〕</p>	<p>歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 354 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 281,533 千円とするものである。</p> <p>（主な内容） 平成 20 年 6 月に政府決定された長寿（後期高齢者）医療制度の新軽減措置に伴い、対象被保険者への通知に要する事務費（印刷製本費、通信運搬費）が不足するため補正を行う。</p> <p style="text-align: right;">（単位：千円）</p> <table border="1" data-bbox="711 1653 1377 1760"> <thead> <tr> <th>補正前の額</th> <th>補正額</th> <th>補正後の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>281,179</td> <td>354</td> <td>281,533</td> </tr> </tbody> </table>	補正前の額	補正額	補正後の額	281,179	354	281,533
補正前の額	補正額	補正後の額					
281,179	354	281,533					

<p>議案第 63 号 平成 20 年度石垣市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）</p> <p>〔農林水産部：むらづくり課〕</p>	<p>歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 29,282 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 441,060 千円とするものである。</p> <p>（主な内容）</p> <p>歳入は、平成 19 年度決算剰余金の繰越金及び補助事業に係る県補助金、市債、一般会計繰入金の増による補正</p> <p>歳出は、財政調整基金の積立金及び補助事業に係る工事費等の増</p> <p style="text-align: right;">（単位：千円）</p> <table border="1" data-bbox="711 602 1377 707"> <thead> <tr> <th>補正前の額</th> <th>補正額</th> <th>補正後の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>411,778</td> <td>29,282</td> <td>441,060</td> </tr> </tbody> </table>	補正前の額	補正額	補正後の額	411,778	29,282	441,060
補正前の額	補正額	補正後の額					
411,778	29,282	441,060					
<p>議案第 64 号 平成 20 年度石垣都市計画土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）</p> <p>〔建設部：都市建設課〕</p>	<p>歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2,306 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 178,117 千円とするものである。</p> <p>（主な内容）</p> <p>土地区画整理専門員報酬等の新規予算化及び職員給与費の減額補正</p> <p style="text-align: right;">（単位：千円）</p> <table border="1" data-bbox="711 1086 1377 1191"> <thead> <tr> <th>補正前の額</th> <th>補正額</th> <th>補正後の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>180,423</td> <td>2,306</td> <td>178,117</td> </tr> </tbody> </table>	補正前の額	補正額	補正後の額	180,423	2,306	178,117
補正前の額	補正額	補正後の額					
180,423	2,306	178,117					
<p>議案第 65 号 平成 20 年度石垣市港湾事業特別会計補正予算（第 1 号）</p> <p>〔建設部：港湾課〕</p>	<p>歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 9,822 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 909,218 千円とするものである。</p> <p>（主な内容）</p> <p>歳入は、平成 19 年度決算剰余金の繰越金</p> <p>歳出は、港湾改修事業の環境調査の増額</p> <p style="text-align: right;">（単位：千円）</p> <table border="1" data-bbox="711 1568 1377 1673"> <thead> <tr> <th>補正前の額</th> <th>補正額</th> <th>補正後の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>899,396</td> <td>9,822</td> <td>909,218</td> </tr> </tbody> </table>	補正前の額	補正額	補正後の額	899,396	9,822	909,218
補正前の額	補正額	補正後の額					
899,396	9,822	909,218					

議案第 66 号

平成 20 年度石垣市公共下水道
事業特別会計補正予算(第 1 号)

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 11,898 千円
を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ
917,591 千円とするものである。

(主な内容)

歳入は、繰越金と一般会計繰入金及び市債の増額補正
歳出は、地方財政法第 7 条第 1 項の規定による積立金
の増額、排水設備改造資金貸付基金積立金の増額、西浄
化センターの修繕費の増額及び償還金利子増額等

(単位 : 千円)

[建設部 : 下水道課]

補正前の額	補 正 額	補正後の額
905,693	11,898	917,591

その他（2件）

件名	概要															
<p>議案第 56 号 市道の認定について</p> <p>〔建設部：都市建設課〕</p>	<p>路線の認定は、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により議会の議決を必要とする。</p> <p>（主な内容） 中央運動公園南側道路を西に進み、二中北側、農林高校北側を通り万世館通りに着きあたる道路を市道に認定する。</p> <table border="1" data-bbox="711 786 1337 972"> <thead> <tr> <th>路線番号</th> <th>路線名</th> <th>起 点 終 点</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>829</td> <td>平得大川線</td> <td>字平得 117 番 30 字大川 451 番 5</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	路線番号	路線名	起 点 終 点	摘要	829	平得大川線	字平得 117 番 30 字大川 451 番 5	-							
路線番号	路線名	起 点 終 点	摘要													
829	平得大川線	字平得 117 番 30 字大川 451 番 5	-													
<p>議案第 57 号 市道の変更について （起点の変更）</p> <p>〔建設部：都市建設課〕</p>	<p>路線の変更は、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 3 項の規定により議会の議決を必要とする。</p> <p>（主な内容） 商工南通り線の起点を字真栄里 204 番 293 から同 204 番 263 に変更する。</p> <table border="1" data-bbox="655 1344 1369 1615"> <thead> <tr> <th>路線番号</th> <th>路線名</th> <th>説明</th> <th>変更</th> <th>起 点 終 点</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">779</td> <td rowspan="2">商工南 通り線</td> <td rowspan="2">起点 の 変更</td> <td>前</td> <td>字真栄里 204 番 293 字真栄里 101 番 6</td> <td>都市計画 道路</td> </tr> <tr> <td>後</td> <td>字真栄里 204 番 263 字真栄里 101 番 6</td> <td>都市計画 道路</td> </tr> </tbody> </table>	路線番号	路線名	説明	変更	起 点 終 点	摘要	779	商工南 通り線	起点 の 変更	前	字真栄里 204 番 293 字真栄里 101 番 6	都市計画 道路	後	字真栄里 204 番 263 字真栄里 101 番 6	都市計画 道路
路線番号	路線名	説明	変更	起 点 終 点	摘要											
779	商工南 通り線	起点 の 変更	前	字真栄里 204 番 293 字真栄里 101 番 6	都市計画 道路											
			後	字真栄里 204 番 263 字真栄里 101 番 6	都市計画 道路											